

平成28年度第3回農地中間管理事業運営委員会開催概要

公益社団法人千葉県園芸協会

- 1 開催日時 平成29年2月1日(水) 13:30～
- 2 開催場所 教育会館新館4階401会議室
- 3 参加者 委員：10名
事務局：11名(公益社団法人千葉県園芸協会農地部)
関係機関：2名(オブザーバー出席：県担当課)

4 概要

平成28年度農地中間管理事業運営委員会における第1回・第2回における協議を踏まえ、平成29年度の取組について検討を行った。

(1) 平成29年度における農地利用集積への取組(案)について

事務局から「平成29年度における農地利用集積への取組(案)」(別紙1)について説明を行い、事務局(案)どおりの内容で理事会に提案することで了解された。

なお、主な意見等については以下のとおり。

ア 市町村により農地集積を進める背景が異なるため、機構がしっかり地域に入って市町村等の関係機関との相互理解を得ながら進めるようにする必要がある。

また、市町村が基盤強化法の利用権設定に助成をしているとこれが利用されやすいので、農地中間管理事業についても同様な措置を働きかける必要がある。

イ 農地中間管理事業の推進の位置づけが推進機関により異なっているように感じており、まずは国、県、機構のコンセンサスをしっかりとって推進してほしい。

ウ 未相続農地についても借り受けが円滑にできるような対応が必要ではないか。

エ 手続きに時間がかかりすぎているため、迅速化を図っていただきたい。また、制度上の問題であれば国に改善をしっかりと働きかけてほしい。

オ 担い手に効率良い形で集積・集約するには、もっと強力に機構が地権者などの関係者に働きかけるべきではないか。

カ 人・農地プランの作成などによる地域の話し合いは、担い手が多い地域では、地域外の担い手は中心経営体に位置づけてもらいにくい状況があることや、担い手同士の利害が絡むことから話し合いを行いづらい状況がある。担い手が少ない地域では有効ではないかと思う。

【事務局】

- ・農地中間管理事業の推進については、市町村毎の状況をよく分析し、今後推進にあたりたい。また、基本的に農地中間管理事業を中心に農地集積を推進するという方針は、国、県、機構とも一致しているところだが、基盤強化法による利用権設定等の活用の在り方については、今後、整理が必要と考えている。

- ・手続きについては、関係機関との連携を図り迅速化に努めたい。
- ・農地の権利移転については、地権者の意向に配慮することも必要であり、強制できないが、農地集積・集約化の必要性を丁寧に説明し、地権者等の理解を得ていきたい。

(2) 農地中間管理事業に係る関連事業について

国の平成 29 年度予算の概要資料を配布。そのうちの新たな土地改良制度の関連について事務局から情報提供を行った。

なお、以下の質問等があった。

Q 農業者の負担がないのは良いことだが、機構が借り受けた農地だけが対象なのか

A 現状ではそのように聞いている（事務局）

Q これが本決まりになれば、担い手のなかには一定の規模の集約化を目指すため、自らが離農奨励金のようなものを地権者に支払い、農地の基盤整備の実施と賃借の同意をとりつけるようなケースもでてくるのではないかと思うが、このようなことができるか。

A そのような地域の調整もあるかもしれないが、現時点では制度の詳細が固まっておらず、配布の資料の情報しかないため、具体的な運用の問題点等については回答ができない。（事務局）

Q 農地集積の制度を農地中間管理事業に一本化できないのか。

A 農業振興地域外の農地や短期での貸借の要望など、制度上農地中間管理事業では対応できないケースがあるため難しいと考える（県）